

令和5年7月11日

東京電機大学ガバナンス・コード遵守状況について

1. 自主性・自律性（特色ある運営）について

東京電機大学は、建学の精神「実学尊重」並びに教育・研究理念「技術は人なり」に基づき、日本私立大学協会の制定した私立大学版ガバナンス・コードに準拠した「東京電機大学ガバナンス・コード」を令和4年（2022年）9月に策定し、学園運営を行っております。

2. 遵守状況について

ステークホルダーに対して説明責任を果たし、東京電機大学の適切なガバナンスの確保とその向上のために、本ガバナンス・コードの各実施項目に係る遵守状況について、確認をいたしました。結果の概要は、次のとおりです。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	遵守状況
1-1 建学の精神	○
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	遵守状況
2-1 理事会	○
2-2 理事	○
2-3 監事	○
2-4 評議員会	○
2-5 評議員	○
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	遵守状況
3-1 学長	○
3-2 教授会	○
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	遵守状況
4-1 学生に対して	○
4-2 教職員等に対して	○
4-3 社会に対して	○
4-4 危機管理及び法令順守	○
第5章 透明性の確保（情報公開）	遵守状況
5-1 情報公開の充実	○

遵守状況の評価基準

Comply (コンプライ) : 遵守している

Explain (エクスプレイン) : 全部または一部遵守していない場合は説明する

3. 総括

本ガバナンス・コードを、原則として遵守していることが確認できました。今回の結果を踏まえ、より一層の自律的なガバナンスの強化と健全性の向上に努めてまいります。

以 上